## 宗教法人広厳寺永代供養墓「寂光塔」使用規定

- 1、納骨あるいは生前の契約は、当寺規定の申込用紙に署名捺印し、永代使用料を添えてお申し込みください。
- 2、契約を解除されても、永代使用料は返還しません。
- 3、 戒名を授与されていない方の納骨はできません。一定の戒名料を納めていただき、必ず授戒をして仏縁を深めてから納骨いたします。

(すでに他寺院より戒名が授与されている場合はその限りではありません)

- 4、希望により生前に授戒をして戒名を授与いたします。
- 5、申込者に対し納骨使用許可証と領収書を発行し、希望により墓誌に氏名を 刻字するとともに、永代供養過去帳に記入し、春秋お彼岸、お盆、命日には 永代に読経供養いたします。
- 6、納骨は最初から供養塔に合祀いたします。そのため、その後の改葬、分骨 等のご遺骨の返還はできません。
- 7、経費 永代使用料 一人30万円(永代供養料、永代管理料含む)
  但し、夫婦同時申込みの場合は二人で50万円、先祖を含む場合は要相談。
  その他 墓誌刻字料 3万円(1名)/永代供養位牌段用位牌 3万円
  戒名授与布施(生前授戒時の布施)信士信女10万円(希望者のみ)
- 8、 申込者ご本人存命中は、「寺報(寺だより)」をお送りします。不定期。
- 9、 仏事法要は当寺が執行します。
- 10、動物の焼骨などは納骨できません。
- 11、本規定にない事柄は、墓地管理者である当寺の住職の判断とします。

以上